

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 淀 川 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年9月9日（月）午後1時50分から 午後3時30分までの間
開催場所		大阪府淀川警察署 講堂
出席者	委 員	行俊会長 岡田（信）委員 船戸委員 二神委員 木村委員 菊田委員 小野委員 太田委員 西森委員 橋本委員 岡田（祐）委員 遠山委員 松酒委員 石田委員 鈴木委員
	警 察	署 長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 警察署犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日は非常にお暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。 淀川花火大会では、たくさんの警察官の方が警備に当たられたと聞いております。本当に猛暑の中、大変御苦勞様でした。また、ありがとうございました。それでは、本日も御意見等、たくさんいただいているようですので、早速ではございますが、協議会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。 2 署長挨拶 皆様こんにちは。3月に着任し6か月が経ちました。交通課長以外の幹部が新体制となり淀川区の安心安全な街を目指して頑張っているところであります。本日は、お暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。まだまだ暑いですが、署員一同、元気で頑張っております。本日は、府民の方の様々な意見を賜りまして、府民の方が住みやすい街になるように署の運営に役立てていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。 3 業務報告 (1) 犯罪抑止戦略室 令和6年上半期における管内の犯罪発生状況について (2) 生活安全課 令和6年上半期における特殊詐欺発生状況と増加が懸念される新たな手口について (3) 地域課 地域警察活動の紹介について

- (4) 交通課
秋の全国交通安全運動について
- (5) 警備課
第36回なにわ淀川花火大会警備実施結果について

4 議事

- (1) 「放置自転車について」

【委員】

自転車の利用が多くなるにつれ、道路や歩道に自転車を止めて通行の妨げになっています。車と同じように自転車にも駐車禁止のように罰則が出来ないものかと思います。

【警察】

放置自転車は自治体が定期的に撤去しています。今のところ、自転車の駐輪に罰則を設ける動きはありません。引き続き、自治体と協働した広報啓発でマナーの向上を働きかけます。

- (2) 「交番の塗り替え等について」

【委員】

塚本交番が古いためか、外観が汚れています。塗り替え等の計画はないのでしょうか。

【警察】

御意見ありがとうございます。交番に関する建て替えや改修は、大阪府の予算を本部が請求して行います。本部担当部署に確認しましたところ、「順次交番の建て替え等を実施しているところですが、府下には築50年を超える塚本交番と、同時期または塚本交番より以前に建てられた交番が多数あり、今のところ塚本交番の建て替え等を行う予定はありません」とのことでした。地元の交番として外観が悪い点につきましては申し訳ありませんが、引き続き交番勤務員はしっかり仕事をさせていただきますので、今後とも御協力をよろしくお願いします。

- (3) 「万博開催に伴う通行規制等の対策について」

【委員】

来年、万博が開催されますが、淀川通りの通行量が増えると思われることから、通行規制等の対策はなされるのでしょうか。

【警察】

万博会場にはマイカーの駐車場はありません。パークアンドライド方式で舞洲と堺、尼崎からシャトルバスに乗り換えることとなります。

新大阪駅からのシャトルバスも計画されていますが、阪神高速淀川左岸線を通行するので淀川区内の交通量が著しく増加する想定はされていません。現段階では特別な交通規制は予定されていません。

- (4) 「少年い集発見時の対応について」

【委員】

三津屋北2丁目のモータープールの門で、最近若者達が夜10時頃、

7～8人くらいが居て、近隣の人が通った時に怖い思いをしたと聞きました。私の主人が通った時も数人がたむろし、ゴミや空き缶、たばこの吸い殻等を捨てて立ち去ったようです。警察の方に巡回していただくと、防犯上もよいと思いますので、宜しくお願いします。

【警察】

お話のあったモータープールの件については、同所を管轄する加島交番に連絡の上、パトロールするよう指示をしております。午後10時頃ということで指示していますが、それ以外でも、夜間に集まっているような状況があれば、通報いただけますよう、御協力をお願いします。怖い思いをしたという近隣の方にも、遠慮なく通報していただくようお願いいたします。

(5) 「淀川花火の警備について」

【委員】

淀川花火の際にも警備、誠に以て有難うございました。また酷暑のなか御苦勞様でございました。我が社もまた幾ばくかの協力をさせていただけたと、些か悦びとするものであります。引き続き宜しく御願い申し上げます。

【警察】

この度の「なにわ淀川花火大会」の警備につきましては、おかげさまで、雑踏事故をはじめとする特異な事案の発生もなく、無事に終了することができました。この警備には、当署員以外にも、機動隊をはじめとする多数の警察官が従事することから、警察車両の駐車場所や警察官の待機場所等を多数確保する必要があるところ、今年も御社をはじめ、多数の企業様や学校様の御厚意により万全の警備環境を整えることができましたことにつき、厚く御礼を申し上げます。誠に厚かましいお願いではございますが、今後も引き続き御支援、御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(6) 「交番だよりについて」

【委員】

いつも「加島交番だより」を届けていただきありがとうございます。

社内の安全衛生委員会でコピーを配布し、情報の共有をはかり、交通安全活動等役立たせてもらっています。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【警察】

各交番の管轄区域の事件事故を掲載し、各地域の地元住民の皆様にお役立ていただけるよう、注意して作成しております。是非、御活用いただき、1件でも多くの事件事故を未然に防止できることができますよう、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、淀川警察署ウェブサイトにおいても、淀川警察署管内における地域安全情報を発信しておりますので、地域防犯のために、地域の皆様に周知していただけます

と幸いです。

【委員】

野中では、長い間「野中交番だより」をいただいておりますが、野中交番を閉鎖してから「十三東交番だより」をいただいております。

少し寂しく感じております。今まで恵まれた地域であった事もわかっております。ただ、野中に配布されるのが「十三東交番だより」となりますと、少し距離を感じてしまいます。「十三東交番だより」が、野中を意識している感じにならないでしょうか。

【警察】

委員をはじめ、野中地区の皆様が、野中交番に永らく親しみを持っていただいていたことにつきましても、お礼申し上げます。ただ、交番だよりである以上、だよりの名前については「十三東交番だより」とすることに御理解いただければ幸いです。もちろん、記事の内容については、特に野中地区で注意喚起を要する事件事故があれば、積極的にその内容を記載させていただきます。現在、十三東交番の管内は、十三、木川、野中地区です。いずれも十三東交番が、淀川署が責任を持って担当する地区であります。限られた交番だよりの紙面に野中地区の記事がなくとも、そこは特別な事件事故がなかったのだな、と御理解下さい。よろしくお願いします。

(7) 「十三栄町商店街の客引き対策について」

【委員】

十三栄町商店街の176号線側の入口付近に客引きが増えて、通行の妨げになっているので、なんとかして欲しいです。

【警察】

淀川署管内には、西中島と十三に繁華街がありまして、警察の方でもいろいろな取締りをしているところではありますが、更に厳しい取締りをするため、令和4年に大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止等に関する条例、通称、迷惑防止条例が改正され、同年7月1日に施行され、これに基づいて取締りを実施しています。引き続き、十三・西中島地区において、警察本部と合同で取締りを実施していきます。

(8) 「少年の大麻関連事件について」

【委員】

以前、「大阪府警が大麻関連事件で令和5年に検挙・補導した20歳未満の少年は199人で、4年連続全国最多」との報道を目にしました。199名の中に、中学生が10人（うち14歳未満が3人）、高校生が45人も含まれており、薬物が若い世代に入り込んでいることに大変驚きました。また、大阪府が4年連続で不名誉な位置にあることを初めて知りました。例えば東京、愛知、福岡等の都市より、大阪が多い理由・背景には何かあるのでしょうか。この人数を減少させるため、どのよう

な取り組みをされているのか教えてください。

【警察】

これという大きな要因（原因）は見当たりませんが、強いて言えば、大阪の人口に比例して、未成年者の大麻事件を含めた犯罪の発生総数は、大阪が大都市であるがために、他県と比べると多くなっています。令和5年に大麻事犯で検挙補導された少年（199人）に対する調査をした結果、喫煙歴183人、92パーセント、飲酒歴131人、66パーセントという結果を鑑み、その取組みを4つしております。

1つ目は「街頭補導活動の強化」になります。これは、交番勤務員による喫煙・飲酒に重点をおいた夜間補導活動を強化しています。その他、当署にあっては、少年係の私服員と少年補導員との合同で、月に2回以上は補導活動を実施しています。

2つ目として「薬物乱用防止教室の実施」をしております。警察本部、大阪府、教育委員会の3者で、府内の全小学5年生を対象に喫煙防止を含む非行防止教室を随意、実施したり、学校から要望があれば、警察署単位で6年生を対象に薬物乱用防止教室を実施しています。その他、警察本部の少年課が、少年鑑別所や大阪府と連携して、薬物乱用防止教養に使用する広報啓発資料を作成しています。

3つ目は「関係機関と連携した薬物乱用防止キャンペーン」を実施しています。管内の薬剤師会や保健所、また、ライオンズクラブ等と共同して啓発キャンペーンを実施しており、小中高の先生とも、常に連携を取っています。

4つ目に「たばこ販売店に対する協力要請」をしています。淀川署管内では、コンビニエンスストア連合会と良好な関係を築いていることから、未成年者に対するたばこ販売防止だけでなく、特殊詐欺の未然防止に関する協力依頼を強く押し進めています。それにより、コンビニエンスストア等たばこ販売店に対して、二十歳未満の少年に販売しないように、販売時の年齢確認を徹底してもらっています。

(9) 「ネコのエサやり問題について」

【委員】

住居のマンション付近で、猫にエサを与え続けている人たちがいます。人通りが少なくなる夜23時頃から、ネコ缶等を自転車で配り、ゴミもそのまま放置して帰って行きます。8月4日日曜日の午後8時頃、北中島小学校の裏門あたりでエサをあげている40代～50代の男性に、小学校の保護者である女性が注意したところ、「地域のネコや！ちゃんと片付けてるやろ！！」と怒鳴られてトラブルに発展しかけたという事でした。小学校の芝生や砂場、近隣マンションの花壇にネコの排泄物があり衛生的に良くありません。大阪市ではエサやりに対する条例はあるのでしょうか。またトラブルになった時には、どのような対応をしていただけるのでしょうか。

【警察】

ネコのエサやりについては、淀川区だけでなくいろいろな自治体で問題になっているところです。エサやり行為について禁止する法律はありません。これは何故かと申しますと、野良犬については狂犬病があるので、殺処分を前提とした捕獲が出来るという法律があります。

ところが、ネコ、カラス、鳩等の野鳥等には、殺処分を前提とした捕獲が出来るとの法律はありません。むしろ、動物愛護の方向に世間が向かっているのが現状です。その中でもネコについては繁殖力が非常に強いことから、大阪市では「所有者不明ネコ適正管理推進事業」通称街ネコ事業というものを推進しているようです。この事業については、地域の野良猫に去勢手術を行い、一代限りのネコ達を適正に管理していく取り組みであり、それにより、野良猫の個体数を減らしていこうという取り組みであります。これに似た取り組みとして、「公園ネコ適正管理推進サポート制度」というのがあります。これについても、エサやり等でのトラブルを防止するために公園において野良猫を適正に管理することを目的とした制度があり、ネコにエサやりをするために区役所に申請登録をしたボランティアの方々がいます。この方々は区役所に申請登録したうえで活動されていますので、「エサをやらないでください」等とは言えないのです。しかし、エサやりによって生活環境を阻害する状況、つまり、エサをやった後の清掃をせずにゴミ等をそのままにするのがいけないということで、大阪市には「市廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」という条例があり、動物にエサを与えた後にエサの残渣、羽の飛散、糞尿等を放置して清掃等を行わなかった場合は、ボランティアの方々に市が指導をします。それらに従わなければ、文書通告、改善命令、5万円以下の過料徴収と順に行政処分が科せられます。これらを担当しているのが、警察ではなく、淀川区保健福祉センター生活環境業務担当となっています。エサやり関係の窓口につきましては淀川区役所になりますが、トラブルになりそうとき、トラブルになったときは、遠慮なく警察に通報してください。その時は、警察が事件等になる前にきちんと措置させていただきます。

参考ですが、淀川区内には、三津屋中央公園に申請登録を受けたボランティアが1団体ありまして、5名の方が活動されています。繰り返しになりますが、エサやりに関して個人同士でやり取りを行いますとトラブルに発展する可能性がありますので、先ほどありましたようにトラブルになりかけたら警察に通報していただくのがいいと思います。それでも警察から「止めなさい」等の注意をすることは出来ませんが、トラブルにならないように措置させていただきますので、遠慮なく通報してください。

(10) 「自然災害発生時の対応について」

議 事 概 要

【委員】

8月8日に宮崎県沖にて震度6弱の地震が起き、南海トラフ地震の想定震源区域内ということで、気象庁より「巨大地震注意報」が発表されました。お盆休み直前ということもあり経済にも影響がある中、各方面で対応に迫られました。その後8月15日には解除されましたが、またいつ起こるかわからないため、もう少し地域に周知して避難所の場所、備蓄準備品などを確認し地域にて広報のあり方を再考してはいかがでしょうか。

【警察】

地震をはじめとする各種災害が発生した場合、管内における被災状況の把握、救出救助活動、捜索活動、緊急交通路の確保、避難所における犯罪の防止のための警戒活動等が警察の主な任務となります。他方、災害に係る全般的な広報・啓発活動や災害発生時における避難場所の指定、またその設置・運営等については、各自治体において実施しているところです。なお、淀川区内の避難場所については、災害発生時の非常持ち出し品のリストとともに、区が作成・配布している防災マップに掲載されているほか、区のウェブサイトでも閲覧・印刷が可能となっています。また、警察におきましても、自然災害発生時における「非常持ち出し物品チェックリスト」を掲載した広報啓発用のチラシを作成しており、各種イベントや会合等で配布するなどして周知に努めているところです。これら災害への備えに役立つ情報を、より多くの区民の方に効果的に周知できるよう、引き続き、区役所をはじめとする関係機関と連携を図っていきます。

(11) 「道路標示等の補修について」

【委員】

信号の白線や車の停止線など消えかかっているところがあります。どのようなタイミングで修復されているのですか？

【委員】

先日、当社の直近で交通事故が発生しました。その際、道路標識とガードレールが破損しました。道路標識は直ぐに直されましたが、ガードレールは未だに壊れたままになっています。小学校の通学路にもなっていますので、早急な修理をお願いします。

【警察】

道路標識は警察の管理になるのですが、白線などの道路標示とガードレールは十三工営所の管理になります。白線などの定期的な塗り直しは、交通量によって摩耗度が異なるため実施していません。十三工営所と警察署が巡回を通じて修繕の必要な箇所を把握しています。

ただし、予算との兼ね合いもあり、緊急性のある箇所が優先されています。お気づきの場合は警察署に御連絡いただければ工営所に通報させていただきます。

